

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 4 8

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」の決定通知書等発送について
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出について【別紙1】
- 「食中毒」の予防について
- 通所系サービスにおける入浴介助に係る情報提供について
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金の交付申請（令和4年度第6波分）
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 令和4年度 在宅医療・介護連携推進研修の開催について【別紙2、3】
- 「令和4年度 長野市介護支援専門員研修会」のご案内【別紙4】
- 「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」のお知らせ【別紙5】
- 令和4年8月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙6】
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和4年6月末現在）

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び 「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」の決定通知書等発送について

令和4年8月1日から1年間お使いいただく「社会福祉法人等利用者負担軽減」及び「特別地域加算訪問介護等利用者負担減額」の決定通知書等につきまして、7月22日(金)付けで発送予定です。

提出期限の6月17日以降に申請された方、金融機関等に照会している方等につきましては、準備が整い次第発送いたします。

なお、更新が必要な方で、更新申請書が未提出の方につきましては、至急申請書の提出をお願いします。

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は次のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で150万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で350万円以下の人 ただし、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」（左欄）を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	<p>防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	
--	--	--

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	<p>介護サービスを利用する際に「軽減対象確認」をサービス提供事業者に提示してください。</p> <p>軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。</p>	<p>利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。</p> <p>ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。</p>
軽減額（率）	<p>対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4</p> <p>*高齢福祉年金受給者は1/2</p> <p>*日常生活費等実費負担分等を除く。</p> <p>*生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象</p>	<p>1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額</p> <p>※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く</p>
申請方法	<p>下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。</p> <p>*申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。</p>	
提出書類	<p>①申請書</p> <p>②家計状況申出書</p> <p>③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名）（申請書の裏面にあります）</p> <p>④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て）</p> <p>⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し</p> <p>⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要）</p> <p>※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。</p>	

2 特別地域加算に係る訪問介護等利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。）

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算計画書の提出について

介護職員等ベースアップ等支援加算について、令和4年10月から算定を希望する事業者は、別紙1のとおり次の提出期限までに計画書を提出してください。

提出期限：令和4年8月31日（水）必着

【通知及び様式の掲載先】

本件提出についての案内通知及び計画書様式は、以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「介護保険事業者の皆様へ」→「令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算計画書について」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/712567.html>

【よくある注意点】

・エクセルシートにはすでに計算式が入力されているセルがあります。この計算式を修正すると正しい計算ができなくなりますので、直接入力等により計算式を修正しないようご注意ください。

※エクセルシートは全国統一の様式となっております。そのため、計算式の内容についての質問はお受けできない場合があります。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）



「食中毒」の予防について

現在、気温・湿度ともに高い気象条件が続いており、食中毒の原因になる細菌が非常に増えやすくなっています。

食中毒予防の3つのポイント（細菌をつけない・増やさない・やっつける）に注意して、食中毒を予防しましょう。

【参考】

厚生労働省ホームページ 食中毒

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）



通所系サービスにおける入浴介助に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より連絡がありました。

令和3年度介護報酬改定において、通所系サービス（通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション）については、利用者がその居宅において、できる限り継続して生活できるよう、自宅での入浴の自立を図ることを目的とし、入浴介助加算の見直しを行い、入浴介助加算Ⅱが新設されました。

このことを踏まえ、令和3年度老人保健健康増進等事業「通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業（実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）」において、個々の利用者の心身の状況や居宅の浴室の環境を踏まえた入浴介助の方法をまとめた映像資料（「尊厳の保持・自立支援に資する入浴介助を行うために～通所系サービス事業所が取り組むべきこと～」）等が作成されました。

映像資料の解説書及び同事業報告書の掲載ページは下記URLを参照してください。

【映像資料掲載先】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html

【解説書・報告書掲載先】

実施主体（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）ホームページ

https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r03mhlw_kaigo2021.html

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金の交付申請（令和4年度第6波分）

標記については、6月20日号フレッシュ情報で7月8日（金）を申請書の提出期限としましたが、申請漏れの事業者は7月25日（月）までに下記問い合わせ先までご連絡下さい。

補助金の詳細について
 <長野市ホームページ>

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/470598.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
 TEL：026-224-5094（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年7月11日～7月15日の週において、福祉用具に係る事故が1件あり、これに関する事故について下記の通り情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和4年6月30日	令和4年7月11日	介護ベッド 用手すり	死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品とマットレスにけい部が挟まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
 TEL：026-224-7871（直通）

令和4年度 在宅医療・介護連携推進研修の開催について

長野県から、WEB研修会の案内がありました。詳細は、別紙2、3をご確認いただき、各自申込みください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当
 TEL：026-224-7935（直通）

「令和4年度 長野市介護支援専門員研修会」のご案内

コロナ禍であっても介護支援専門員が利用者及び家族のニーズの変化を的確に捉え、信頼関係を築き理解した上でケアマネジメントを行うこと等を学ぶ機会として、今年度の長野市介護支援専門員研修会を開催します。

- ◎ 日 時 令和4年9月26日（月） 午後1時半～午後4時まで
- ◎ 場 所 長野市若里市民文化ホール
- ◎ 対象者 長野市地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員
長野市内の居宅介護支援事業所介護支援専門員

詳細につきましては、【別紙4】をご覧ください。

問い合わせ先：中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在
TEL：026-292-3358（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol.1082】

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

【介護保険最新情報 Vol.1083】

生活援助従事者研修の普及等について

【介護保険最新情報 Vol.1084】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol.1085】

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）の結果について（最終版・情報提供）

【介護保険最新情報 Vol.1086】

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

【介護保険最新情報 Vol.1087】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度について（「介護事業者（介護職）の現場での課題対応力強化に向けた調査研究事業（令和3年度老人保健健康増進等事業）」の結果について）

【情報提供】

【介護保険最新情報 Vol.1088】

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和4年度老人保健健康増進等事業）」における令和4年度「適切なケアマネジメント手法実践研修」のご案内等について（研修実施団体等の募集）【その6】

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認をお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和4年6月末日現在 地区別認定者数：20,948 人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	59	58	77	50	56	56	33	389
第2地区	101	84	210	112	75	120	57	759
第3地区	63	82	151	79	76	94	48	593
第4地区	25	31	44	23	20	36	21	200
第5地区	37	39	70	42	22	30	17	257
芹田地区	165	132	290	132	112	141	94	1,066
古牧地区	116	125	280	142	149	150	89	1,051
三輪地区	186	174	274	140	128	147	75	1,124
吉田地区	131	114	248	119	100	95	57	864
古里地区	89	79	136	75	77	102	56	614
柳原地区	64	44	85	59	32	39	22	345
浅川地区	56	52	118	60	32	48	41	407
大豆島地区	47	50	144	53	77	84	49	504
朝陽地区	74	84	209	107	94	113	62	743
若槻地区	176	154	298	169	118	193	114	1,222
長沼地区	23	14	23	19	26	24	8	137
安茂里地区	204	179	308	151	122	164	85	1,213
小田切地区	11	7	25	16	19	17	6	101
芋井地区	27	11	39	24	17	22	14	154
篠ノ井地区	347	285	487	273	286	364	201	2,243
松代地区	185	175	303	129	126	204	110	1,232
若穂地区	113	75	156	73	72	108	60	657
川中島地区	214	159	315	151	134	204	111	1,288
更北地区	270	190	403	196	157	216	121	1,553
七二会地区	25	29	30	22	40	34	15	195
信更地区	25	19	38	23	23	31	8	167
豊野地区	70	58	153	67	76	94	35	553
戸隠地区	28	11	64	36	41	60	30	270
鬼無里地区	24	8	52	20	27	25	11	167
大岡地区	41	7	38	15	8	6	5	120
信州新町地区	81	26	87	44	74	46	38	396
中条地区	38	16	59	30	31	25	12	211

市外	20	10	24	20	20	37	22	153
合計 (現存者)	3,135	2,581	5,238	2,671	2,467	3,129	1,727	20,948



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp